

向陽中学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月3日

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、向陽中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

1 いじめの防止に向けての基本姿勢

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌をつくるために、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続的に取り組む必要がある。

いじめの防止に向けた取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、自己有用感や充実感が感じられる学校生活づくりに向け、教育活動全体を通じ、学校全体で組織的な取組を進めていく必要がある。

2 いじめ対策のための校内組織の設置 別紙1

いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、校長、教頭、担任、生徒指導主事、生徒指導部、養護教諭等からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織（いじめ対策委員会）を設置し校内指導体制づくりを行う。

3 いじめの未然防止及び早期発見のための取組

（1）いじめの未然防止

①生徒への指導

- ・生徒指導の機能を生かす日々の授業実践
- ・個々の価値観等の理解（道徳・特別活動）
- ・道徳教育の充実（人権教育、情報モラル教育）
- ・正しい判断力の育成
- ・奉仕的体験活動の取組

②保護者との連携

- ・自他の物を区別し、大切に扱う心の育成
- ・携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりと徹底
- ・家庭生活の様々な機会を通し、善悪の判断を育成
- ・地域での様々な体験、行事への参加

（2）いじめの早期発見

①生徒への指導

- ・集団から離れて一人でいる生徒の行動観察と声かけ、相談
- ・いじめ早期発見のチェックリストを活用した日常的な状況把握
- ・定期的なアンケートによる情報収集
- ・アセスを活用した個人面談等による情報の収集と共有

②保護者との連携

- ・日常的な子どもとの積極的会話
- ・服装の汚れや乱れ、けがのチェック
- ・子どもの持ち物の紛失や増加に注意

4 いじめ発生時の対応

いじめは未然に防ぐことが重要であるが、万一いじめを発見した場合には、いじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の教職員が一人で問題を抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することに努めるとともに、重大事態や加害生徒、被害生徒の意識にずれがある事案、インターネットによるいじめの事案、保護者への対応におけるトラブルの事案等については、把握した事実関係を十分に検討し、必要に応じて、関係機関とも協議のうえ慎重に対応する。

5 いじめ防止の取組に係る年間指導計画 別紙3

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。年度当初には、組織体制を整えるとともに、年間の指導計画を立てて、学校全体としていじめ防止に取り組む。

6 保護者への協力依頼と支援一助言

いじめが認知された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒に対する指導及び保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 教育委員会や関係機関等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、躊躇することなく警察署と連携して対応するとともに、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

8 学校評価の実施

学校評価において、いじめの問題への取組について自己評価を行うとともに、その結果については、適切に公表する。さらに、改善策を検討し、指導の充実を図る。

別紙1 いじめ対策に係る校内組織体制



再発防止

別紙2 年間指導計画

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	備考
4月	◆いじめ問題対策委員会 ・指導方針 ・指導計画 ・家庭訪問で保護者への啓発確認	・いじめ実態把握調査	・相談窓口周知 ・家庭訪問	・PTA総会で説明と啓発
5月	○校内研修 ・生徒理解	・道徳教育の充実 ・校区内清掃との関連 ・旅行的行事との関連 ・生徒総会での全校生徒への啓発		
6月			・いじめアンケート(1回目)	・道教委いじめ調査
7月	・情報モラル教室		・教育相談 ・PTA・生徒会交流会	・市教委いじめ調査
8月			・補習授業での生徒の見取り	
9月	◆いじめ問題対策委員会 ・情報共有	・道徳教育の充実	・PTAとの意見交換	・道教委いじめ調査
10月	○校内研修 ・情報交流	・文化祭等行事との関連	・アセスの実施 ・教育相談	
11月		・生徒会活動の充実	・いじめアンケート(2回目)	・市教委いじめ防止キャンペーン
12月	○学校評価の実施 ・いじめについての項目の設定	・情報モラル教室	・三者面談、保護者個人面談の実施	・道教委いじめ調査 ・市教委いじめ調査
1月	◆いじめ問題対策委員会 ・本年度の評価 ・課題の整理 ・次年度の計画作成			
2月			・PTAとの意見交換 ・PTAへの評価の公表	
3月	◆いじめ問題対策委員会 ・次年度の確認			・市教委いじめ調査